



Your Success is our Success - 貴社の繁栄のためにお役に立てることこそ私達の使命です -



「第4次産業革命」で日本企業は生き残れるか？

この「第4次産業革命」は、2016年1月スイスでのダボス会議に登場しました。特に最近はこのタイトルのセミナーや記事が増えてきました。私達の近未来の仕事や生活が劇的に変化するという事です。これまであった「もの」や「サービス」が激変し、新しい技術の活用でこれまで経験したことのない技術革命が、自動車業界をはじめとして、確実に目の前に起こってくるという事です。

「第4次産業革命」のポイントとは：

「ネットワーク」・「クラウド」・「ロボット」・「ビッグデータ」・「データベース」・「AI」・「IoT」・「シェア」等カタカナやアルファベットで表される技術が急速に身近となり、生活周辺や産業界に伸展するという事で、

データの活用により付加価値が格段に向上すること

かつてあった「1円携帯電話」のように「もの」と「サービス」が融合する新しい産業構造が生まれるということ

人材育成の方法についても、システム思考の人材やデザイン思考の人材を増やすなどの、知的創造性を高めるように変化するという事

等がいらわれています。

では中小企業の出番はどうなるのでしょうか。

これからはますます個性化が求められ、多様化への対応が必要となるので、小回りの利く中小企業の特性を生かした活躍の場が広がるだろうという予測があり、可能性は十分考えられるのです。時代の流れを見逃さず変化を前向きに受け止めて、「あわてず！」「あきらめず！」ですね。

採用適性検査 「CUBIC」

組織に定着する社員を採用したい！

面接だけに偏った採用選考を見直したい！

職種とのミスマッチを防ぎたい！

「キュービック」で採用の可否が判断できます

統計学に基づいた信頼性の高いデータ。設問から回答が予想しにくい。

20分のテスト時間。診断結果も30分でご提供。

1人当たり2,000円（税別）です。初期費用も不要。

万全の守秘義務体制です。



1名の診断から承っております。詳しくは担当者または総務までご連絡ください。

振替納税日
のおしらせ

個人事業者 消費税……………平成30年4月25日(水)

所得税……………平成30年4月20日(金)

👉 平成30年1月から「配偶者控除」が見直されます！

- ・ 配偶者の年収要件を150万円に拡大
- ・ 納税者本人の年収に制限

パート従業員さんの労働時間の見直しを早めにおきましょう。

改正後(平成30年分以後)



(単位：万円)

		配偶者の給与収入（カッコ内は合計所得金額です）										
		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
		配偶者控除	配偶者特別控除									
納税者本人の給与収入(合計所得金額)	~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	
	~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	
	~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	
	1,220~ (1,000~)	控除はありません										

👉 通勤手当は適正ですか？

4月は引越しのシーズンです。

通勤経路が変更されていませんか？



通勤経路の略図等を提出してもらい合理的な経路の確認をしていますか？

非課税限度額を超えていませんか？
超えている部分について、
所得税の源泉徴収をしていますか？

マイカー等による通勤手当

片道の通勤距離	1か月当たりの非課税限度額
2km未満	全額課税
2km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,100円
15km以上25km未満	12,900円
25km以上35km未満	18,700円
35km以上45km未満	24,400円
45km以上55km未満	28,000円
55km以上	31,600円

👉 新規採用者の労務手続き

健康保険・厚生年金保険の資格取得の手続

雇用保険の資格取得の手続

届出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届【被扶養者がいる場合(注)】 ・ 健康保険被扶養者(異動)届出 ・ (配偶者のとき)国民年金第3号被保険者資格取得届
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金手帳 ・ (被扶養者が配偶者のとき)配偶者の年金手帳 ・ (被扶養者が配偶者以外るとき)在学証明書、住民税非課税証明書
提出期限	入社日(資格取得日)から5日以内 第3号被保険者資格取得届は14日以内

届出書類	・ 雇用保険被保険者資格取得届
必要書類	・ 前職の雇用保険被保険者証
届出期限	・ 入社日(資格取得日)の属する月の翌月10日まで

(注) 被扶養者に該当するかどうか、収入要件の確認が必要になります。

【被扶養者の収入要件】

年収130万円未満(60歳以上75歳未満の人や一定の障害のある人は年収180万円未満)であつて、かつ被保険者の年収の2分の1未満である場合は被扶養者となりません(同居のとき)。

👉 来年度確定申告に向けて

医療費控除は領収書の提出が不要になりましたが、各自でその領収書毎に「医療費控除の明細書」を作成して提出することになりました。明細書をもれなく作成するためには定期的にエクセル等で集計しておいて下さい。また、「医療費のお知らせ」という医療費通知を添付すると一部明細の記入を省略出来ます。捨てずにきちんと保存しておきましょう。



FX4クラウド活用事例

FX4クラウドをご利用中の関与先様へ利用効果をインタビューさせていただきました。活用事例としてご紹介させていただきます。

導入のきっかけ

拠点の増加に伴いFX2の部門別管理機能を利用した帳表等では不十分でした。仕訳連携による入力業務の省力化、MRレポートを利用したオリジナル帳表への対応などメリットが多かったことから、FX4クラウドの導入を決定しました。

ご利用企業様の概要

所在地：富山県魚津市
業種：卸売業
年商：40億円
営業拠点：5拠点
入力担当：4名

システム機能ご利用状況

変動損益計算書

- 部門別業績管理
- 部門別階層・グループ管理
- オリジナル帳表（MR）
- 他社業務システムとの連携
- 銀行信販との連携

資金管理

他拠点での利用

活用（Before After）状況

1. 部門別管理

部門別の複層管理により、欲しい帳表が時間を掛けずに準備できるようになりました。部門長会議や全体会議での予算と実績の検証にフル活用をしています。

2. 分散入力

フリーアドレスでの入力が可能となり、事務効率が上がりました。

3. MRレポート

拠点別、サービス区分別等のオリジナル帳表類が簡単に準備できるようになり、会議資料の作成時間の短縮、タイムリーな業績把握が可能となりました。

監査担当者から一言

経理担当者の役割分担が明確にでき、また仕訳連携により入力業務の省力化を行うことができました。

MRレポートを利用したオリジナル帳表により、有益な会議資料を作成することが出来ました。（荒地）

経営
改善

『ロカベン』で会社の健康診断を！



『ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）』とは国が作った健康診断ツールです。まずは、担当者と一緒に指標分析を行い、現状把握から始めましょう！！

現状把握

ロカベンは経営課題の見える化のツールです！

原因追究と経営改善

担当者と一緒に課題の原因を追究し改善点を整理!!
→原因を改善する具体的な計画をお客様とともに考案！

改善計画実行

改善計画の実行と進捗をモニタリング

ロカベンは融資の際にも活用されています！

金融機関は保証や担保等にとらわれず、事業内容や将来性等を見極めて融資する**事業性評価**融資に積極的に取り組んでおり、その「対話」ツールとしてもロカベンが活用されています。

計画は1ヵ月程度かけて作成します。料金については国の補助を受けて行うため担当者にご確認下さい。

借入がある、経営にちょっとした不安のある場合、まずは担当者までお気軽にご相談下さい。



お辞儀3つのポイント

当社ではあいさつ運動に取り組んでいます!

① 他の動作と同時に行わない

「ながらお辞儀」はマナー違反!
挨拶など、お辞儀をする際は
言葉を発した後に頭を下げます。



② 頭を上げるときはゆっくり

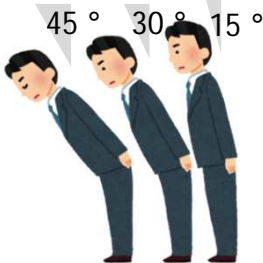
頭を下げたら、一旦止めて一呼吸。
上げるときはゆっくりあげると
丁寧な印象になります。

③ アイコンタクトと笑顔

お辞儀の前と後で
アイコンタクトと笑顔を!
笑顔があるだけ誠意が伝わります。



基本的な3つのお辞儀



会 釈 腰を15度ほど曲げます。

入社や退社時などに使われます。

敬 礼 腰を30度ほど曲げます。

一般的なお辞儀で、
お客様や目上の人に対して使われます。

最敬礼 腰を45度~60度ほど曲げます。

敬礼よりさらに丁寧なお辞儀で、謝罪や
冠婚葬祭などで使われます。(中川頌梨)

アーモンドの木植えました

花言葉：希望

第一期、第二期と三年間にわたり開催された『新川中尾塾』。新川中尾塾の重要テーマ『夢が人を輝かせ 希望が人を大きくする』に因んで、塾生全員から中尾塾長と本田事務局長への感謝の贈答品として送られた【アーモンドの木】が二本、ご縁あって事務所の東側敷地内に植えられています。昨年10月に植えたのですが、大雪にも負けずすくすく育っています。

樹高はまだ1m前後ですが、3mまでになるようです。立派な花が咲いて、皆様とお花見ができる日が楽しみです。



アシテムのアーモンド 平成30年3月撮影



これが3mのアーモンドの木。
アシテムのアーモンドの木も大きくなって実がなることを楽しみにしています。

A K K - J セミナー情報

講 師 宮永 満祐美 氏

NLPスキルは
伝える時、悩みを聴く時、
自分自身のコントロールに
大変有効です

講演内容 「NLP体験セミナー」
脳の使い方を知ってコミュニケーション力アップ



- ・好感度を上げるには?
- ・あいさつ!笑顔!コミュニケーション!?
- ・相手の話の聞き方で「人間力」アップ!
- ・魅力的なベテラン講師から学びましょう。

開催日 平成30年6月6日(水)

講演会 13時30分~15時

会 場 ありそドーム研修室

受講料 会員無料
(非会員500円)

まいぷれ魚津! ご覧ください

魚津の地域情報サイト「まいぷれ魚津」にアシテム税理士法人が掲載されています。「まいぷれ」は地元暮らしをちょっぴり楽しくするようなオリジナル情報が満載です。まいぷれサイトからアシテムのホームページがご覧になれます。

昨年完成したアシテムの会社案内動画も是非ご覧ください!



HPから
ご覧ください

毎月訪問

編
集
局

〒937-0041 富山県魚津市吉島1丁目12番5号 ☎ 0765 (22) 5737 ☎ 0765 (24) 6500

〒930-0953 富山県富山市秋吉164番地17 ☎ 076 (461) 7401

〒939-2718 富山県富山市婦中町分田157 コンチネンタルビル ☎ 076 (466) 2009

代表税理士 本田 百合子 社員税理士 深松 定 社員税理士 豊田 雅夫

税理士 成田 聡 顧問税理士 小森 伸彦 顧問税理士 平井 伸治

📞 0120-22-5737



アシテム税理士法人

株式会社アシテム 本田百合子公認会計士・行政書士事務所



TKC全国会

アシテム税理士法人